

久米島町住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この告示は、住民基本台帳の一部の写し(以下「閲覧台帳」という。)の閲覧(以下「閲覧」という。)に関する事務の取り扱いについて定めることにより、住民の個人情報の保護を図るとともに適切な事務の処理を図ることを目的とする。

(閲覧の限定)

第2条 町長は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、次の各号に掲げる閲覧の請求又は申出(以下「閲覧の請求等」という。)がある場合に閲覧させることができるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体の機関(以下「機関」という。)が、法第11条の規定に基づき請求する場合
- (2) 個人又は法人が、法第11条の2の規定に基づき申出をする場合

(閲覧の請求等)

第3条 機関が閲覧を請求する場合は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求書(第1号様式)を提出しなければならない。ただし、犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難である場合は、第2号様式を提出するものとする。

2 個人又は法人が閲覧の申出をする場合は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出書(第3号様式)を提出しなければならない。

(添付書類)

第4条 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令(昭和60年自治省令第28号。以下「省令」という。)第2条第1項に規定する町長が適当と認める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 法人登記簿の写し及び事業所概要
- (2) 大学の委員会又は学部長による証明書
- (3) プライバシーマークが付与されていることを示す書類
- (4) 閲覧事項を申出の際に明らかにした利用の目的以外に利用しないこと等を記載した誓約書(第4号様式)
- (5) その他町長が必要と認める書類

(居住関係の確認)

第5条 法第11条の2第1項第3号に規定するその他特別の事情による居住関係の確認として町長が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) マンション等の管理組合による居住者の確認
- (2) 郵便物等の誤配に係る同一の住所に居住する者の確認

(3) その他町長が必要と認めたもの

(閲覧請求者の確認)

第6条 省令第2条第3項第1号に規定する閲覧者が本人であることを確認するため町長が適当と認める書類は、次の各号に掲げるいずれかの書類とする。

- (1) 住民基本台帳カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書(本人の写真が貼付されたものに限る。)

2 省令第2条第3項第2号に規定する町長が適当と認める書類は、次の各号に掲げるいずれかの書類とする。

- (1) 健康保険証
- (2) 年金手帳又は年金証書
- (3) その他本人であることを確認できる書類と町長が認めた書類

3 省令第2条第3項第2号に規定する文書で照会した回答書は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出に係る閲覧者に関する照会書・回答書(第5号様式)とする。

(閲覧の方法)

第7条 閲覧については、当該閲覧が請求事由の範囲を超えて行われないう職員を立ち合わせる等適切な措置を講ずるものとする。

2 前項の閲覧は、読み取り又は筆記により行うものとする。

(閲覧に応じない場合)

第8条 閲覧の請求等があった場合又は閲覧時において、法に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該請求に応じないものとする。

- (1) 天災等により閲覧台帳が亡失し、又はき損し、若しくは汚損したとき。
- (2) この告示の規定に反したとき。
- (3) 個人情報侵害又は差別的な事象につながるおそれがあるとき。
- (4) 執務に支障があるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該請求を拒むに足りる相当な理由があるとき。

(閲覧時に使用を禁止する機器)

第9条 閲覧請求者は、閲覧するときは、次の各号に掲げる機器を用いてはならない。

- (1) パーソナルコンピュータ、ワードプロセッサ、電子複写機その他の電子機器
- (2) 写真機及びこれに類するものとして町長が不相当と認めるもの

(閲覧を制限する期間及び日)

第10条 閲覧を制限する期間及び日は、2月から5月まで並びに毎週月曜日及び金曜日とする。ただし、町長が認めるときは、この限りでない。

(閲覧時間)

第11条 閲覧することができる時間は、午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後4時30分までとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

第 号 年 月 日			
久米島町長 様			
印			
住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求書			
住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条の規定に基づき、次のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。			
請求機関の名称			
閲覧者	職名		氏名
事務責任者	職名		氏名
請求理由			
根拠法令			
請求に係る住民の範囲			

第2号様式(第3条関係)

				第 号 年 月 日
久米島町長 様				印
住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求書				
住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条の規定に基づき、次のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。				
請求機関の名称				
閲覧者	職名		氏名	
事務責任者	職名		氏名	
請求を必要とする事務の内容				
根拠法令				
請求を明らかにすることが困難な理由				
請求に係る住民の範囲				

第3号様式(第3条関係)

住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出書 (個人又は法人による申出用)		
久米島町長 様		
年 月 日		
申 出 者 ※法人の場合は()のとおり	氏 名 (法人名及び代表者名)	印
	住 所 (所 在 地)	
共同申出者がいる場合 ※法人の場合は()のとおり	氏 名 (法人名及び代表者名)	印
	住 所 (所 在 地)	
閲覧事項の利用目的		
申出に係る住民の範囲		
閲 覧 者	氏 名	
	住 所	
活動責任者 ※法人の場合は()の内容のみ	氏 名 (役職名及び氏名)	
	住 所	
閲覧事項を取り扱う者の範囲 ※申出者が法人の場合のみ		
閲覧事項の管理方法		
※調査研究に 利用する場合	成 果 の 取 扱	
	実 施 体 制	
委託者がいる場合 ※法人の場合は()のとおり	氏 名 (法人名及び代表者名)	
	住 所 (所 在 地)	

第4号様式(第4条関係)

年 月 日

久米島町長 様

誓 約 書

年 月 日付で申出した住民基本台帳の一部の写しの閲覧にあたっては、下記事項を遵守することを確約いたします。

申 出 者 ※法人の場合は()のとおり	氏 名 (法人名及び代表者名)	印
	住 所 (所 在 地)	
共 同 申 出 者 が い る 場 合 ※法人の場合は()のとおり	氏 名 (法人名及び代表者名)	印
	住 所 (所 在 地)	

記

- 1 個人のプライバシーを尊重し、これらの侵害につながる行為は、一切いたしません。
- 2 閲覧情報は申請書記載の目的にのみ使用させていただくものであり、これ以外の用途・目的では決して使用致しません。
- 3 閲覧情報は、使用後は速やかにシュレッダーにて裁断処分いたします。
- 4 閲覧遂行にあたっては、貴庁の執務の支障とならないよう十分注意し、貴庁内での留意事項等を遵守いたします。

第5号様式(第6条関係)

住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出に係る閲覧者に関する照会書・回答書

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">久米島町長</p> <p style="text-align: center;">照 会 書</p> <p>年 月 日に、あなたを閲覧者として指定した住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出を受け付けました。</p> <p>上記申出に基づいて閲覧を行う際には、下記の回答書に署名し、捺印のうえ、あなたご自身が持参してください。</p> <p>(ご注意)</p> <p>(1)回答書は必ず持参してください。郵送された場合は、受付できません。</p> <p>(2)本書の有効期限は、年 月 日までです。</p>
<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">回 答 書</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p>年 月 日に行われた住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出に係る閲覧者は、私であることに相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">住所 _____</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 印 _____</p>